

(素案)

岡山県地域福祉支援計画

(第4次改訂版)

令和7年3月

岡 山 県

目次

I 計画の趣旨

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の性格・位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 地域福祉を取りまく状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

III 基本的な方向

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 計画の重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 行政・住民・民間団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV 施策の方向

- 1 共に支え合う地域づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備・・・・・・・・ 22

V 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

- 1 地域福祉計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 2 盛り込むべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 3 策定のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 策定の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年、少子化・高齢化の進展により、地域の支え合う力は低下しており、また、新型コロナウイルス感染症の流行や、原油価格や物価の高騰の影響による自殺やひきこもりといった孤独・孤立の問題、生活困窮者や子どもの貧困への支援など、地域が抱える課題や福祉ニーズは増加するとともに多様化・複雑化・複合化しています。

こうした中、国は「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」や『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）』に基づいた取組を進めており、その工程の中で、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「重層的支援体制整備事業の創設」に向けた社会福祉法改正が行われたところです。

社会福祉法は、その目的として「地域福祉の推進」を掲げており、地域づくりを計画的、総合的に進めるため、市町村に対して「市町村地域福祉計画」の策定を求めるとともに、都道府県に対しては、市町村の地域福祉を支援するための「都道府県地域福祉支援計画」の策定が求められています。

すべての県民が明るい笑顔で暮らせる「生き生き岡山」を実現する上でも、地域福祉の推進は重要であり、県では、平成 15 年 3 月に「岡山県地域福祉支援計画」を策定し、地域社会を取り巻く環境の変化や法制度の改正等を踏まえた見直しなどを行いながら地域福祉の推進を図ってきたところです。

令和 2 年 6 月の社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応した包括的な支援体制の構築に関する規定が盛り込まれ、こうした地域福祉政策の動向に適切に対応しつつ、県内市町村における体制整備を支援していくため、「岡山県地域福祉支援計画」の改訂を行うものです。

2 計画の性格・位置付け

(1) 性格・位置付け等

この計画は、晴れの国おかやま生き生きプランを踏まえ、本県の地域福祉に関する基本理念や方向性を定めるものです。

また、社会福祉法第 108 条の規定に基づく、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を定める「都道府県地域福祉支援計画」に位置付け、市町村の地域福祉計画の策定支援や体制の整備等の支援につなげます。

このため、関連制度の改訂や市町村での地域福祉計画の策定状況等を勘案しながら、5年を目安に、必要に応じて見直しを行います。

【社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）抜粋】

（都道府県地域福祉支援計画）

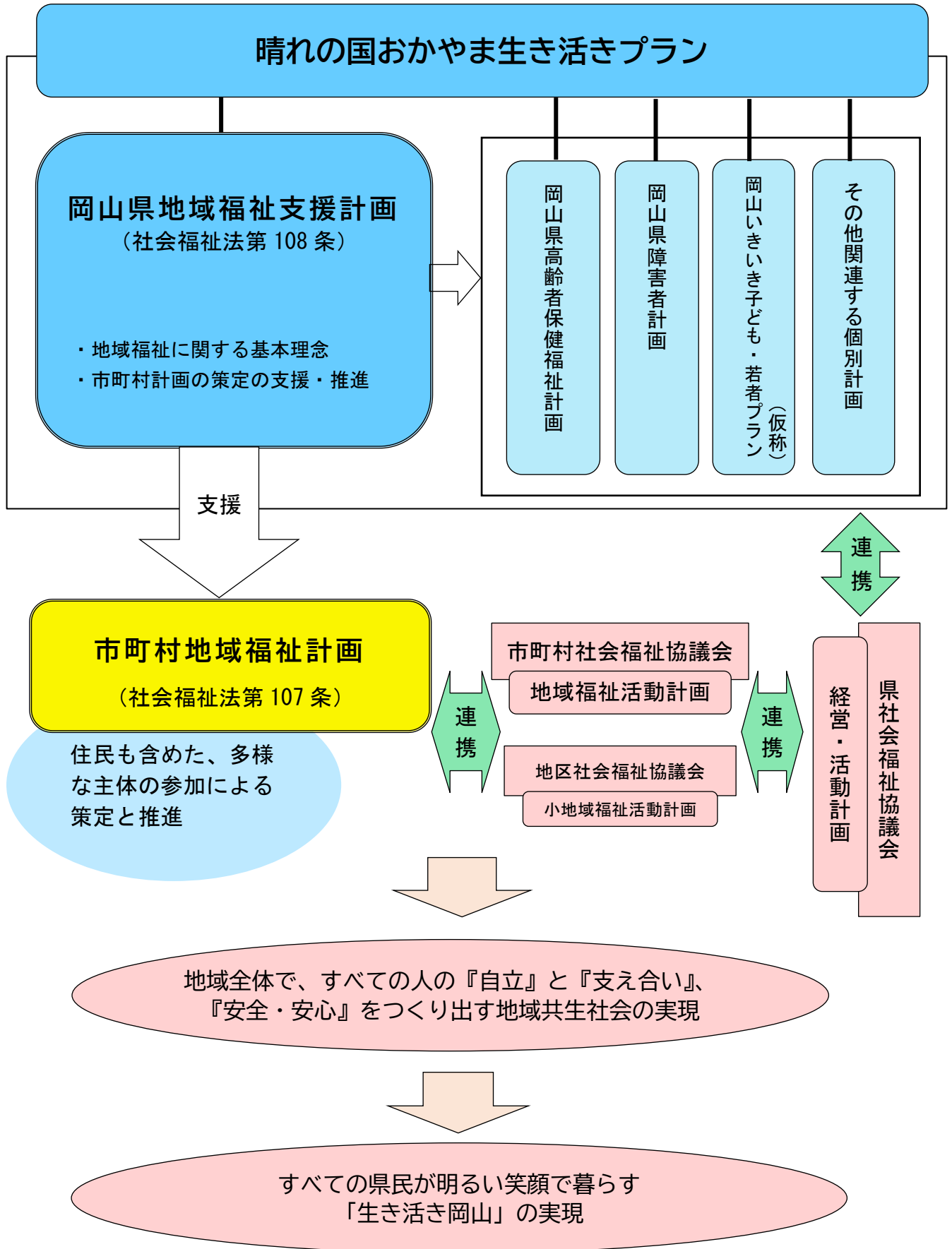
第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

(2) 計画の推進

本計画の基本理念等の実現に向けた施策や目標数値については、高齢者や障害者、子どもその他の福祉に関する各個別計画等において定め、進捗状況を点検・評価しながら、各種の個別計画等に基づき着実に進めます。

岡山県地域福祉支援計画の位置付けの図



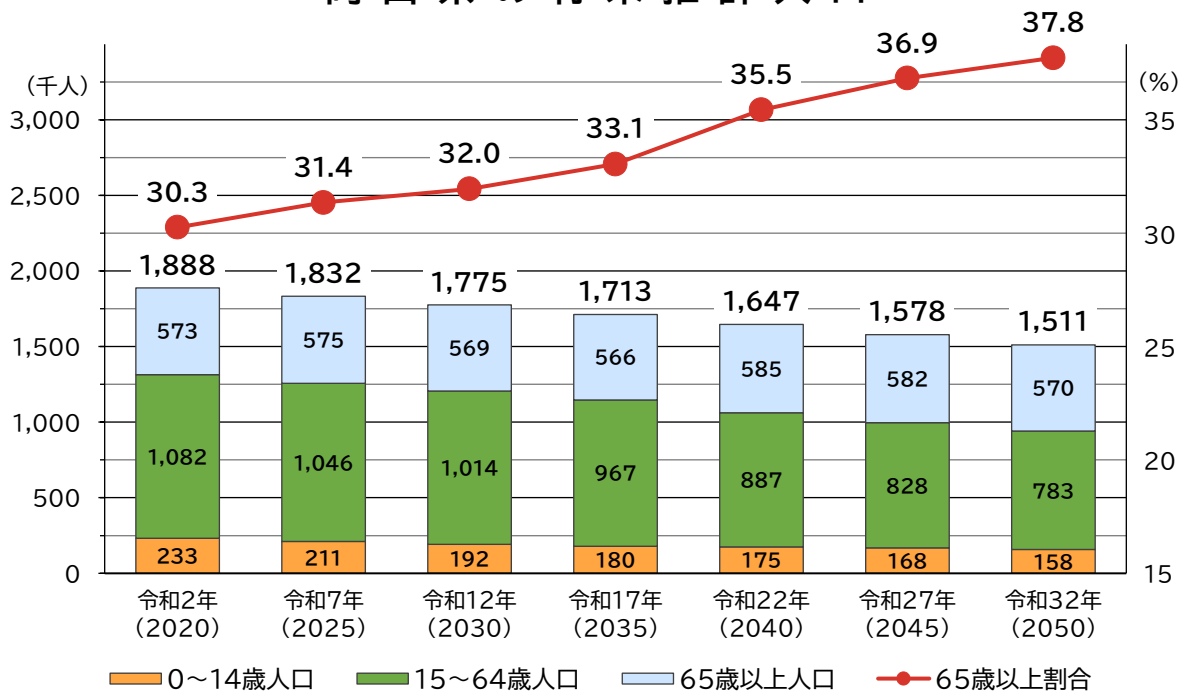
Ⅱ 地域福祉を取りまく状況

【人口減少・少子化・高齢化の状況】

本県の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）によると、2020年に1,888千人であったものが2050年には1,510千人程度まで減少すると予測されており、そのうち65歳以上の高齢者人口は2040年にピークを迎え585千人となり、総人口の35.5%に達すると見込まれています。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少が続いており、令和2年から令和12年までの10年間で約6万8千人、更に令和22年度までの10年間で約12万7千人減少すると推計されており、少子化・高齢化がより一層進展することが見込まれています。

岡山県の将来推計人口

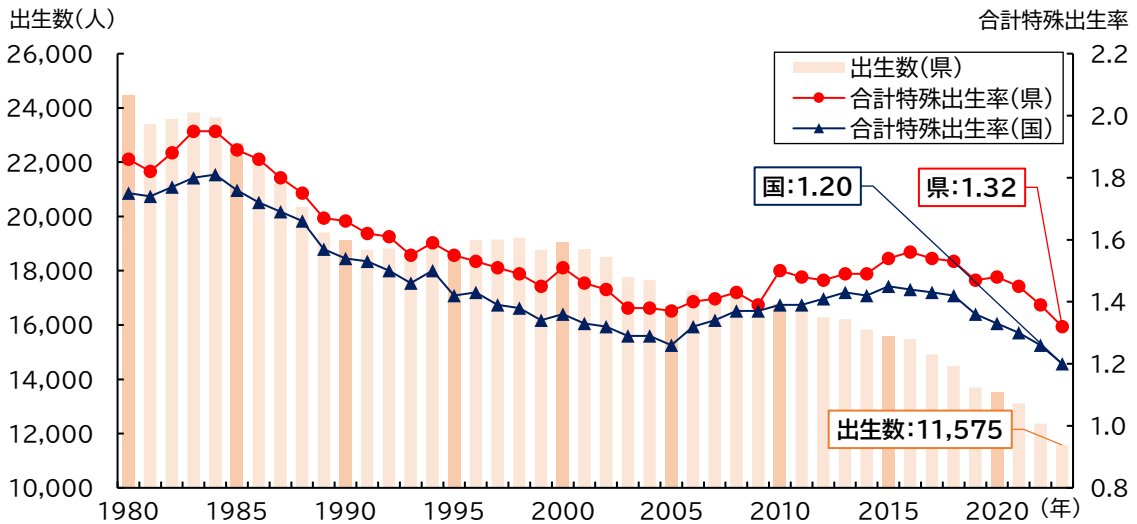


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

【少子化に関する状況】

令和5年の本県の出生数は11,575人であり、合計特殊出生率は1.32と全国平均より高いものの、減少傾向が続いています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移

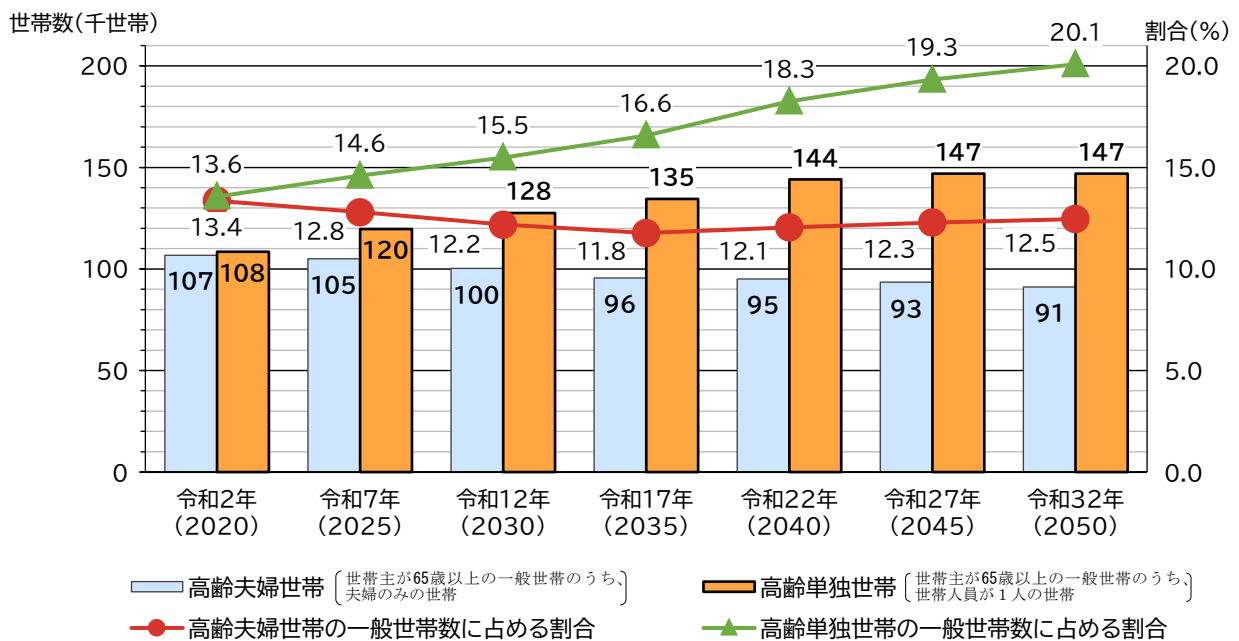


出典：厚生労働省「人口動態統計」

【高齢者に関する状況】

高齢者のみの世帯数は、令和27年まで増加が続き、特に、高齢単独世帯が増加すると推計されています。

高齢者のみの世帯数の推移 (岡山県)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(令和6年11月公表)

【孤独・孤立に陥りやすい社会環境】

ライフスタイルや働き方の変化を背景とした未婚化、晩婚化、これに伴う単身世帯や単身高齢者の増加といった社会環境の変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁などの人と人とのつながりが一層希薄することが懸念されており、令和5年6月に孤独・孤立対策推進法が制定され、国及び地方における総合的な孤独・孤立対策に関する施策の推進が規定されました。

【地域の支え合い力の低下】

社会経済構造の変化は、既存の制度だけでは対応が難しい「制度の狭間」としての問題、縦割りの制度では対応が困難な「複合的問題」を顕在化させてきています。また、価値観の複雑・多様化等を背景に、核家族化、共働き家庭及びひとり親家庭の増加等、家族形態の多様化が進み、家族意識に対する変化も求められています。同時に、地域の支え合いの力も、ライフスタイルの変化、地域活動の担い手不足などを背景に、低下せざるを得ない状況が生じています。

特に、中山間地域では、過疎化や高齢化が進行した結果、集落の自治などの社会的共同生活そのものが維持できなくなる小規模高齢化集落※が増えてきており、地域そのものの持続可能性が大きな課題として表出してきています。

このような状況の変化の中であって、それぞれの家庭や地域で、誰もがその人らしく安全・安心に暮らせるようにするためには、人と人との絆の回復や地域社会の持つ支え合いの力を再構築する視点だけでは不十分であり、これからの時代に適した新たなつながりのあり方を創造し、つくり上げていく取組を活性化させることを前提に、地域共生社会の実現を目指すことが求められています。

※高齢化率50%以上で戸数19戸以下の集落

【ボランティア・NPO活動の多様化】

東日本大震災や平成30年7月豪雨など、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、ボランティア・NPOが行う地域での福祉活動に対しての社会的な認知が広がっています。

また、高齢者、障害のある人等のこれまでサービスの受け手として考えられていた人たちが、ボランティア・NPO活動に主体的に取り組む姿も見られ、社会貢献を通じた社会参加への意識も高まってきています。

こうした住民の社会参加の動きの中核として、大きな役割を担うことが期待されるボランティア団体やNPO、社会福祉協議会等の民間団体と行政が、緊密なパートナーシップのもと地域福祉を推進していくことが求められています。

(参考) 岡山県のボランティア活動者数 (令和6年3月31日現在)

ボランティア把握数			計 (a+b)
グループ	人数(a)	個人(b)	
1,023	34,442人	2,674人	37,116人

出典：岡山県社会福祉協議会資料

【社会保障制度の改革】

介護保険制度は、平成 18 年に大幅な改正が行われ、予防重視型システムへの転換、地域を中心とした新たなサービス体系としての地域密着型サービスの導入、地域包括支援センターの創設等、地域包括ケアシステムの実現に向けてその一歩を踏み出しました。

その後も、3年ごとの介護保険法改正と介護報酬改定により制度の充実が図られており、令和 5 年 5 月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」では、医療・介護間の連携を強化しつつ、地域包括ケアシステムを深化・推進するため、被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供、医療機関・介護施設等の経営情報の見える化、介護の生産性・質の向上等の取組が進められています。

障害者福祉サービスについては、平成 24 年 6 月に、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」にかわり「障害者総合支援法」が制定されました。制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等を追加し、障害者手帳の所持の有無に関わらず、難病患者も障害福祉サービスの対象としました。

発達障害については、近年の共生社会の実現に向けた新たな取組等を踏まえ、平成 28 年に「発達障害者支援法」を一部改正し、発達障害児者の支援のより一層の充実が図られました。

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けては、平成 24 年 8 月制定の「子ども・子育て支援法」等が平成 27 年 4 月から施行され、認定こども園の改善や地域の子ども・子育て支援が総合的に推進されています。

このように分野ごとの制度の内容が変化する中で、個別制度の適用要件に該当しない「制度の狭間の問題」、「8050問題」や「ダブルケア」など課題が複合化しているケースが表面化している状況に対処するため、国は、改革の基本コンセプトとして「地域共生社会」の実現を掲げ、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で示しています。

さらに、社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されており、この理念を実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が明記されるとともに、地域福祉（支援）計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、計画として位置付けられています。

そして令和 3 年 4 月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

Ⅲ 基本的な方向

1 計画の基本理念

地域には、一人暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の方など、何らかの支えを必要としている人が少なくありません。そのような支えを必要としている人やその家族も含め、すべての人が、人としての尊厳と個性を尊重されながら、家庭や地域の中で、自立し、支え合いながら、役割を持ち、安全・安心に暮らせる地域社会の実現が求められています。

このため、この計画では、「**地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』をつくり出す地域共生社会の実現**」を基本理念として推進します。

2 計画の重点課題

基本理念を実現するためには、住民自らの自立に向けた努力を基本とした上で、地域において、住民一人ひとりが、お互いに心を通わせながら、思いやりの心を持って、支え合い助け合えるような役割が持てる地域づくりを展開(=**地域福祉の推進**)するとともに、公的なサービスがよりきめ細かく、利用者の視点に立って適切に提供される必要があります。

さらに、市町村地域福祉計画は、住民の参加のもとに策定されるものであり、その策定過程を含め、地域共生社会の実現に重要な役割を担っています。

そのため、次の3点を重点課題として取り組みます。

・共に支え合う地域づくりの推進

住民やボランティア・NPO等の民間団体との協働による、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。

・利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

福祉サービスは、人々が尊厳を保ち、役割を持って、安全・安心に暮らせる地域づくりを支えていく上で不可欠のものであり、家庭や身近な地域の中で利用者の立場に立った適切なサービスが受けられるよう、その提供体制の整備を支援します。

・市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画がすべての市町村で策定されるよう、支援・推進します。

3 行政・住民・民間団体の役割

(1) 行政の役割

行政は、住民やボランティア・NPO、社会福祉協議会、福祉関連事業者等の民間団体の地域福祉活動が活発に行われるよう普及・啓発や情報提供、人的又は物的な支援などの環境整備を行っていく必要があります。

また、公的な福祉サービスが、必要とするすべての人に行きわたり、適切に利用されるよう、住民や民間団体と協働しながら、福祉ニーズを把握し、それに応じたサービスが提供される体制の整備を行っていく役割があります。

一方、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに的確に対応していくためには、公的支援が個人の抱える個別課題だけでなく、個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応していくこと、また、地域の実情に応じて高齢・障害・児童といった分野をまたがって総合的に支援を提供しやすくすることが必要になっています。

(県)

県は、市町村だけでは対応できない広域的又は専門的な福祉ニーズに対応するとともに、市町村の創意と独自性を尊重しながら、包括的な支援体制づくりなどの地域福祉施策を支援していく役割を果たします。また、市町村に対し、社会福祉法の趣旨を踏まえた市町村地域福祉計画の策定や地域共生社会の実現に向けた取組の推進について働きかけを行うとともに、市町村と住民・民間団体との連携が進むような環境づくりも進めていきます。

(市町村)

住民に最も身近な行政主体である市町村は、地域の課題を把握し、住民による地域福祉活動促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等を行うとともに、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う包括的な支援体制を構築し、公的な福祉サービスと住民・民間団体の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在として、市町村地域福祉計画を策定し、市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携を図り、個性豊かな地域を創造していく役割が期待されます。

(2) 住民・民間団体の役割

地域福祉を推進する上では、住民・民間団体の主体的な参加が不可欠であり、お互いがパートナーシップの関係を保ちつつ、相互の長所を生かしながら協働していくことが大切です。

また、社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民及び世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されるなど、これまで行政サービスの受け手であった住民・民間団体が自発的に公共サービスの担い手として参画し、複雑・多様・重複化する住民ニーズにきめ細かく対応する「新しい公共」の活動が求められています。

こうしたことから、さまざまな主体が地域生活課題を共有し、ともに力を合わせて地域づくりを行う協働を一層進めていき、コミュニティの絆を強化しながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現を目指していく必要があります。

(住民、自治会等)

住民は、地域共生社会の実現のため、自らが積極的、主体的な社会参加意識をもって、行政へ提言をしたり、共に支え合う地域づくり活動やボランティア・NPO活動に参加していく役割が期待されます。特に、自治会活動は、ライフスタイルの変化やその加入率の低下などから今後より課題が大きくなることが考えられ、持続可能な地域活動への検討を始めていくことが必要です。

(ボランティア・NPO等)

ボランティア・NPO等は、住民と一体となって、持続可能な地域づくりを一層活性化し、盛り上げていく役割が期待されます。また、地域の課題を社会福祉協議会等と協働しながら、積極的に行政等へ解決への提言を図ることも期待されます。

(社会福祉法人)

社会福祉法人は、地域における福祉サービスの実施主体として、利用者の立場に立ったサービスを提供するとともに、社会福祉法に「地域における公益的な取組」（地域公益事業）の実施に関する責務が規定されるなど、地域社会への貢献が明確に求められています。

今後、市町村域における社会福祉法人等のネットワークを通じ、誰もが住みやすい福祉のまちづくりを推進し、地域の実情に応じた福祉サービスのさらなる充実を図ることが期待されます。

(社会福祉協議会)

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられています。民間組織としての“自主性”と行政との連携・協働のもと活動する“公共性”の二つの特徴を併せ持ち、多様な主体との相互協力・合意形成に努め、住民主体を基本とした地域福祉を推進しています。

県社会福祉協議会は広域の見地から、市町村社会福祉協議会や福祉関係者と連携を図りながら、社会福祉事業の実施、住民等への社会福祉活動に関する啓発や参加の促進をはじめ、福祉人材の養成・確保や権利擁護の推進など、県域における地域福祉を総合的に推進する役割が求められます。

また、市町村社会福祉協議会は、地域の多様な社会資源とのネットワークのもと、多くの方々との協働を通じて、地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組む役割が求められます。

(共同募金会)

共同募金会は、社会福祉法に基づき広く寄附金を募集し、県内の社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業へ配分することを認められた県内唯一の社会福祉法人です。

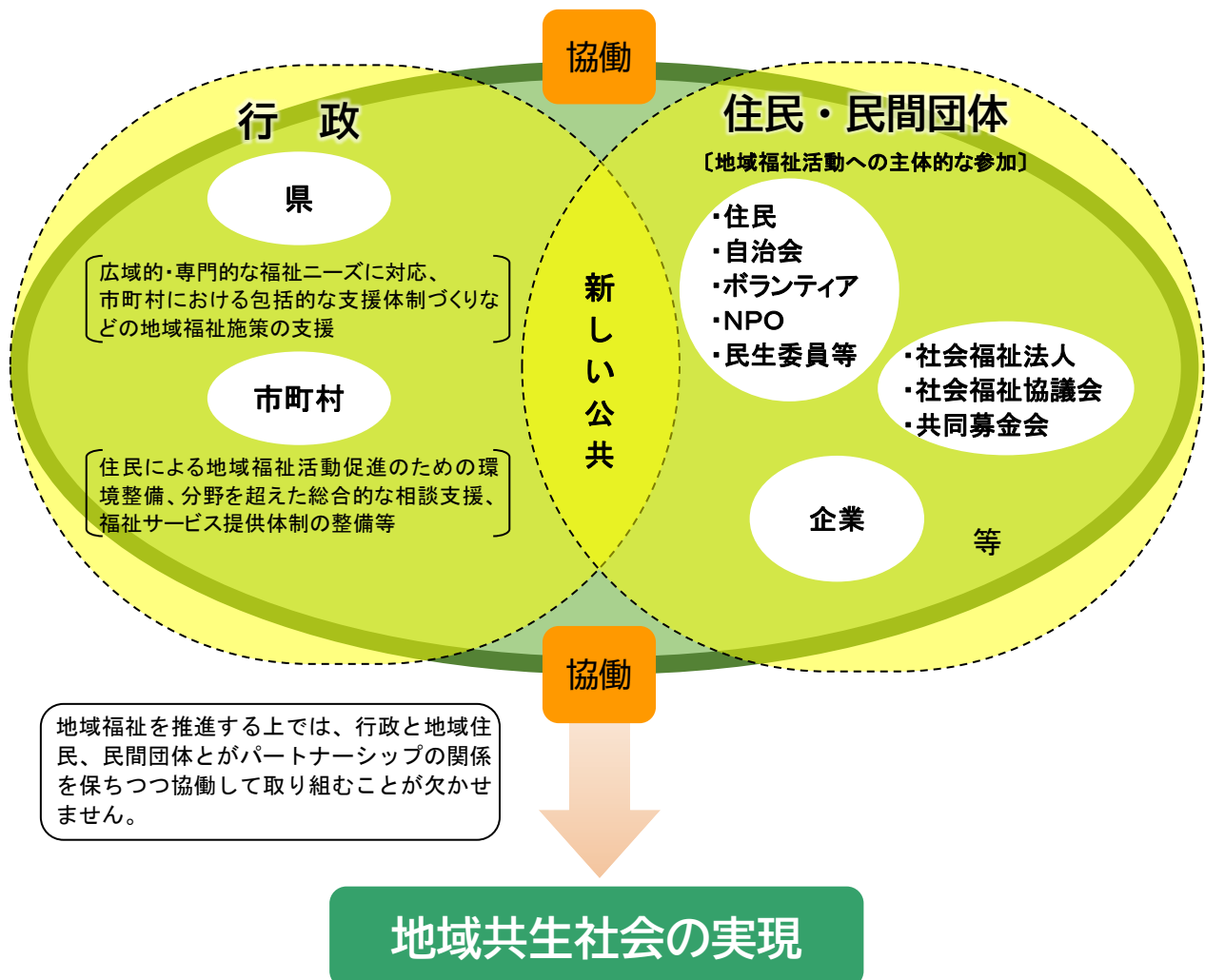
募金活動は、住民参加によるボランティアで行われ、寄せられた寄附金は、児童福祉施設等の施設整備や社会福祉協議会・ボランティア・NPO等の地域福祉活動などに役立てられています。また、大規模災害発生時には、ボランティアセンターの設置運営による被災者支援にも充てられます。

こうした財源確保の役割に止まらず、住民がボランティアで寄附を募り、また、寄附に応じて社会貢献する「共同募金運動」を通じて、住民相互の助けあいの気持ちを育み、持続可能な地域づくりに資する役割も期待されています。

(企業等)

企業等は、地域の一員として、福祉の視点に立って、障害者差別解消法が定める「合理的配慮の提供」はもちろんのこと、就業が困難な状況に置かれている人々の雇用の場の提供や開発、社員の社会貢献活動を積極的に推進するとともに、地域に根差した一つの社会的責任を有した主体として、「自ら」社会貢献活動を行うことが期待されています。

行政・住民・民間団体の役割



4 計画の体系

基本理念

地域全体で、すべての人の『自立』と『支え合い』、『安全・安心』
をつくり出す地域共生社会の実現

重点課題

- ・ 共に支え合う地域づくりの推進
- ・ 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備
- ・ 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

施策の方向

共に支え合う地域づくりの推進

- (1) 支え合いの精神の醸成
- (2) 住民参加の地域福祉活動の推進
- (3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援
- (4) 民生委員・(主任)児童委員活動の充実
- (5) 社会福祉協議会の活動の充実
- (6) 総合的・分野横断的な支援の展開

利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

- (1) 福祉サービスの基盤の整備
- (2) 市町村における包括的な相談支援体制の整備
- (3) 福祉サービス情報の提供
- (4) 福祉サービスの質の確保
- (5) 福祉サービスの利用援助
- (6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

- 1 地域福祉計画の必要性
- 2 盛り込むべき事項
- 3 策定のポイント
 - (1) 住民の参画
 - (2) 地域のとらえ方
 - (3) 目標設定と評価の仕組み
- 4 策定の支援

すべての県民が明るい笑顔で暮らす
「生き生き岡山」の実現

役割分担

県……………広域的又は専門的な福祉ニーズに対応。市町村の包括的支援体制づくり等を支援
市町村……………住民による地域福祉活動の促進のための環境整備や、利用者の立場に立った福祉サービス提供体制の整備等
住民・民間団体……………地域福祉活動への主体的な参加

IV 施策の方向

1 共に支え合う地域づくりの推進

住民やボランティア・NPO等をはじめとする地域福祉推進の担い手が行政と連携・協働しながら、地域での支え合い、助け合いやネットワークづくりなどの地域づくり活動を推進していく取組を支援します。

地域福祉推進の担い手

- ・ 住民
- ・ 自治会・町内会、老人クラブ、地縁型組織等
- ・ 企業、商店街等
- ・ 民生委員・（主任）児童委員、福祉委員、愛育委員、栄養委員等
- ・ 地区社会福祉協議会
- ・ 身体障害者相談員、知的障害者相談員等
- ・ ボランティア、ボランティア団体、当事者団体
- ・ NPO、住民参加型在宅サービス団体等
- ・ 学校関係者、PTA
- ・ 農業協同組合、消費生活協同組合等
- ・ 社会福祉法人
- ・ 社会福祉従事者（民間事業者を含む）
- ・ 福祉関連民間事業者
- ・ その他の団体等

（1）支え合いの精神の醸成

年齢、性別、障害の有無などに関係なく、すべての人が「支える人」、「支えられる人」であり、地域に暮らす一人ひとりかけがえのない存在として、お互いの人権や個性を尊重しあうという意識を育てていくとともに、ノーマライゼーションの理念を更に浸透させていく必要があります。

また、「福祉は行政が行うもの」という意識から抜け出て、地域の構成員全体がパートナーシップの考えを持ち、自らの問題として福祉への理解と関心を高め、地域の課題に自発的に取り組む「共に支え合う」精神を育てていくことが大切です。

■ 普及・啓発

住民の各層に多様な福祉体験やイベントを通じた学習の機会を提供するとともに、広報・啓発を行う等により広く福祉の心の醸成を図ります。

■ 学校教育での推進

学校教育においては、総合的な学習の時間や特別活動等において、子どもたちの豊かな心を育み、福祉活動やボランティア活動に自ら進んで取り組もうとする態度を育成します。

■ 多様な交流の推進

子どもから高齢者までの世代、障害の有無、国籍の違いなど、相互理解を育める機会と場を提供できるよう、支援します。また、地域に開かれた福祉施設づくりを支援し、住民やボランティア等との交流を進めます。

(2) 住民参加の地域福祉活動の推進

一人ひとりの住民が、どうすれば住みやすい地域になるかなどの問題について、自らの問題として、考え、語り合い、協力し、多様な課題に地域全体で取り組んでいく活動を盛んにしていく必要があります。

こうした地域活動を進めていく上では、核となるリーダーやキーパーソンが大きな役割を果たします。

そうした人材を育成するとともに、若年層や団塊の世代なども含めた幅広い年齢層の人々や様々な団体等が、広く地域福祉活動に参加することができる環境をつくる必要があります。

■ 住民参加の地域福祉活動の支援

住民や町内会、自治会等による地域に根ざした主体的な交流活動や、幅広い地域資源の協力も得た支え合い、助け合い、見守りのためのネットワークづくりなどの地域福祉活動を支援します。

■ 地域福祉活動を支えるリーダーの育成

地域において福祉活動を支えるキーパーソンを掘り起こし、地域活動のリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

■ 高齢者の力の活用

今後の地域福祉活動を推進していく上では、高齢者の経験や能力は必要不可欠です。

これらの方々が年齢を重ねても、地域福祉活動に参画でき、その経験や能力を発揮できるよう、活動の基盤づくりを進めていきます。

(3) ボランティア・NPO等の民間団体の活動の支援

地域において福祉の充実を図っていくためには、住民のニーズを捉え、多様なサービスや地域づくり活動などを展開しているボランティア・NPOの活動を促進するとともに、「新しい公共」の担い手として育成していく必要があります。

また、社会的課題が多様化する中、住民やNPO等が主体となって、継続的な活動を行っていくためには、地域課題をビジネスの手法を用いて取り組むコミュニティ・ビジネスも今後の地域福祉の推進に向けて重要な役割を担うことが期待されることから、支援機関と連携して、こうした新たな取組を支援していく必要があります。

さらに、企業等は、障害者差別解消法において「合理的配慮の提供」が求められると同時に、地域の一員として、福祉の視点に立って、雇用の場の提供や社会貢献活動を行うことが望まれます。

(ボランティア活動)

多くの住民がボランティア活動への参加を希望していますが、現実には、時間的余裕がない、情報がない、身近に適切な活動組織・団体がないことなどが参加に対する妨げとなっています。

ボランティアについて、気軽に相談できる窓口の整備、ボランティア情報の収集・提供のシステムづくり、ボランティア・コーディネーターの育成、リーダー人材の育成、ボランティア受入れ側の体制整備やボランティア活動の場を増やしていくことなど、参加したいという意欲を、地域のニーズに即した実際の活動に結びつける仕組みや体制を整備していく必要があります。

(NPOの活動)

NPOは、組織として社会貢献活動を行うもので、個人で行うボランティアに比べ、継続した活動、専門的な活動などが行いやすくなります。

個性ある地域づくりや多様な福祉サービスの提供を進める上で、行政や住民とのパートナーシップの関係のもと、地域福祉の担い手としても自発的、主体的に取り組まれるNPOの柔軟できめ細かい活動への期待は、大きくなっています。

一方、会員やスタッフ、活動資金や運営ノウハウ、活動の拠点など活動基盤が脆弱である場合も多いことから、その活動の促進のための環境づくりを一層進めていく必要があります。

(愛育委員、栄養委員等の活動)

本県では、全国的にも知られた乳幼児から高齢者までの健康づくりと子育てを支援するボランティアである愛育委員や食生活を中心に住民の健康づくりを支援するボランティアである栄養委員が、各地域で活発に組織的な活動を行っており、その輪がさらに広がっていくことが期待されます。

また、地域全体で子育てを支援していくため、親子及び世代間の交流促進や児童養育を支援する母親クラブの地域活動の重要性も高まっています。

■ 住民が参加しやすい環境づくり

普及・啓発やボランティア体験、講座、福祉教育等により、住民のボランティア・NPO活動についての理解を促進し、働きながらも活動に参加しやすい環境づくりを進め、ボランティア・NPO人口の裾野の拡大を図ります。

また、住民のボランティア・NPO活動への参加意欲を実際の活動に結びつけるため、相談窓口の充実、ボランティア・NPO情報の収集・提供、企業への啓発、ボランティアコーディネート機能の充実等の取組を進めるとともに、ボランティア・NPOによる活動の場の拡大を図ります。

■ 活動促進のための環境づくり

幅広い年齢層の多くの住民が活動に参加でき、地域づくりや福祉サービス、さらには「新しい公共」の担い手として大きな力となるよう、ボランティア・NPOの自立性・自発性に留意しながら、活動の促進のための環境づくりに取り組みます。

■ 活動拠点の機能の充実

ボランティア・NPOと住民、民間団体、行政等が協働して地域福祉を推進することのできる総合拠点としての「岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館（愛称：きらめきプラザ）」や「岡山県ボランティア・NPO活動支援センター（愛称：ゆうあいセンター）」について、県内各市町村や社会福祉協議会が整備しているボランティア・市民活動の拠点施設や福祉センター等との連携を図り、活動拠点としての機能の充実を図ります。

■ 愛育委員・栄養委員等の活動の支援

地域に根ざしたボランティア団体である愛育委員や栄養委員、母親クラブを育成・支援します。

■ 地域課題解決型ビジネスの支援

地域の多様で複雑な社会課題を解決するためには、住民や共通の問題意識を共有する様々な組織（NPOや株式会社等）が主体となって、ビジネスの手法を用いて取り組む地域課題解決型ビジネスを積極的に活用することも有効です。

こうしたビジネスは、地域の活性化や雇用創出、多様な社会参加に資することも期待されており、継続的な地域福祉活動の実施主体として、その起業や安定的経営を支援します。

■ 協働による福祉の推進

ボランティア・NPO等の民間団体からの政策提言や、問題提起について定期的な場を設け、十分耳を傾けるとともに、タイムリーな情報提供等により、ボランティア・NPO等の民間団体との協働・連携を推進します。

また、地域において、企業や事業所等が果たすべき役割は大きく、高齢者や障害者等の雇用・就業機会の創出に努めたり、子育てや介護等の家庭生活と両立できる雇用環境を整備することなどが期待されています。そのため、企業等の有する人材や施設等を地域福祉に活用する

など、地域貢献活動に積極的に取り組んでもらえるよう民間企業等との連携を深めていきます。

(4) 民生委員・(主任)児童委員活動の充実

民生委員・(主任)児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域において、住民の立場に立って相談に応じるとともに必要な援助活動を行っています。

社会環境の変化に伴い、民生委員・(主任)児童委員だけでは対応しきれないケースも増えており、日頃から関係機関等との連携を図ることが必要になっています。

また、個別のケースに対応する役割とともに、地域福祉の推進のリーダー的存在として幅広く地域福祉活動を進めていく役割も期待されています。

引き続き、民生委員・(主任)児童委員の活動に対する県民への周知・理解を図るとともに、委員が活動しやすくなるよう支援します。

■ 研修の充実と連携の強化

民生委員・(主任)児童委員を対象とした研修について、より実際の活動に即した内容にするなど充実を図ります。

また、民生委員・(主任)児童委員と市町村、県民局(保健所)、児童相談所をはじめ、福祉施設、地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉委員、愛育委員、栄養委員、町内会・自治会など関係機関・団体とのネットワークの強化を促進します。

(5) 社会福祉協議会の活動の充実

社会福祉協議会は、誰もが家庭や身近な地域で安心していきいきと豊かに暮らせる地域づくりに向けた推進・調整の中核的な役割を担っており、その役割は今後一層期待されていることから、多様な主体との連携のもと組織や活動を充実・強化していく必要があります。

■ 社会福祉協議会への支援

市町村社会福祉協議会が、地域福祉推進の中核団体として多様な主体と連携・協働して、個別支援から地域づくりへつなげていくコミュニティ・ソーシャルワークの推進に取り組めるよう支援します。

また、多様な関係機関・団体等と連携・協働のもと、地域福祉の基盤整備に取り組み、市町村社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体の活動支援に取り組む岡山県社会福祉協議会の広域的な活動を支援します。

(6) 総合的・分野横断的な支援の展開

地域住民が抱える生活課題が多様化・複雑化・複合化しており、個人や世帯単位で複数の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況が見られるなど、既存の「縦割り」で整備された公的支援制度の下では、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、地域や

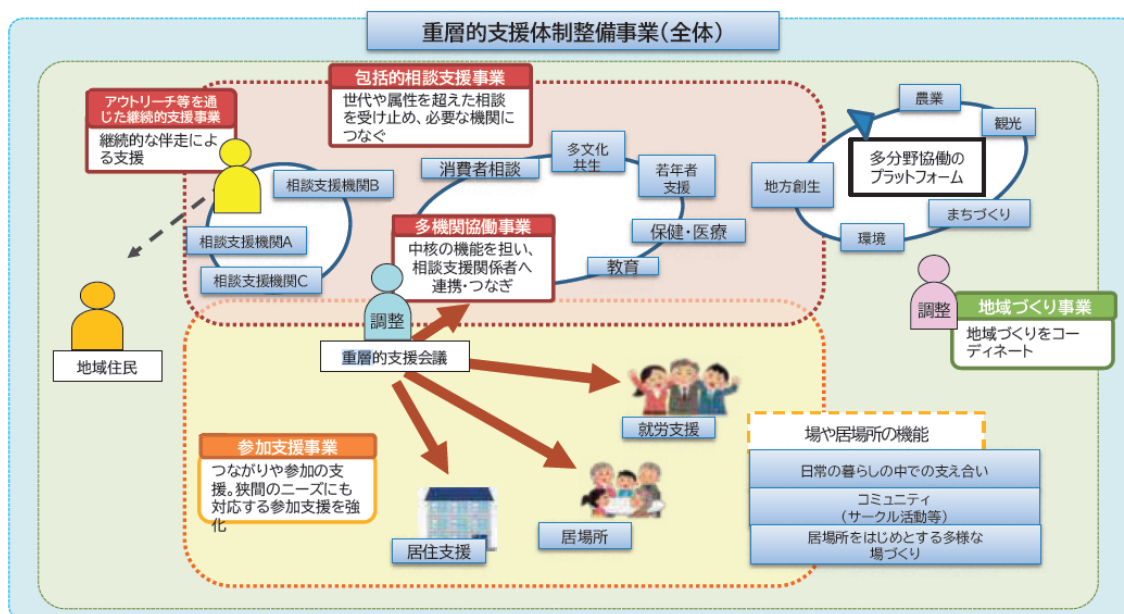
家族などのつながりの弱まりを背景に、「社会的孤立」、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の課題などが表面化しています。

こうした地域における多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、属性を問わない包括的な支援体制によって、個人や家庭が抱える様々な課題に対し、分野をまたがって総合的に対応していく必要があり、社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体等民間の活動との連携・協力による支援も重要となります。

■ 重層的支援体制構築のための市町村への支援

市町村における包括的な支援体制として、市町村全体の連携により、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に行い重層的支援体制の構築が適切に図られるよう、市町村や市町村社会福祉協議会等を対象とした研修及び連絡会を行い、各市町村の取組状況や課題等の把握、情報共有及び市町村間の交流を図るなど、体制整備の取組を支援します。

また、市町村が整備を進める包括的な支援体制の仕組みは様々であるため、市町村ごとの実情に合わせ、専門職や先行自治体の職員等のアドバイザーを派遣し、体制整備における課題解決のための技術的助言や支援を行います。



(出典：厚生労働省社会・援護局資料)

■ 孤独・孤立対策の推進

人口減少や少子化・高齢化の進行等により支援を要する方が増加する中、新型コロナウイルス感染拡大の影響も加わり、全国的に、「孤独・孤立」問題の深刻化や自殺者数の増加、ヤングケアラーやひきこもりの問題、生活困窮、高齢者の福祉サービスや交流機会の減少による弊害など、様々な課題が顕在化しました。

孤独・孤立対策は、問題が深刻化する前に、支援を必要としている方の状況に応じた適切な相談・支援を行っていくことが重要となることから、孤独・孤立の問題を抱える当事者や

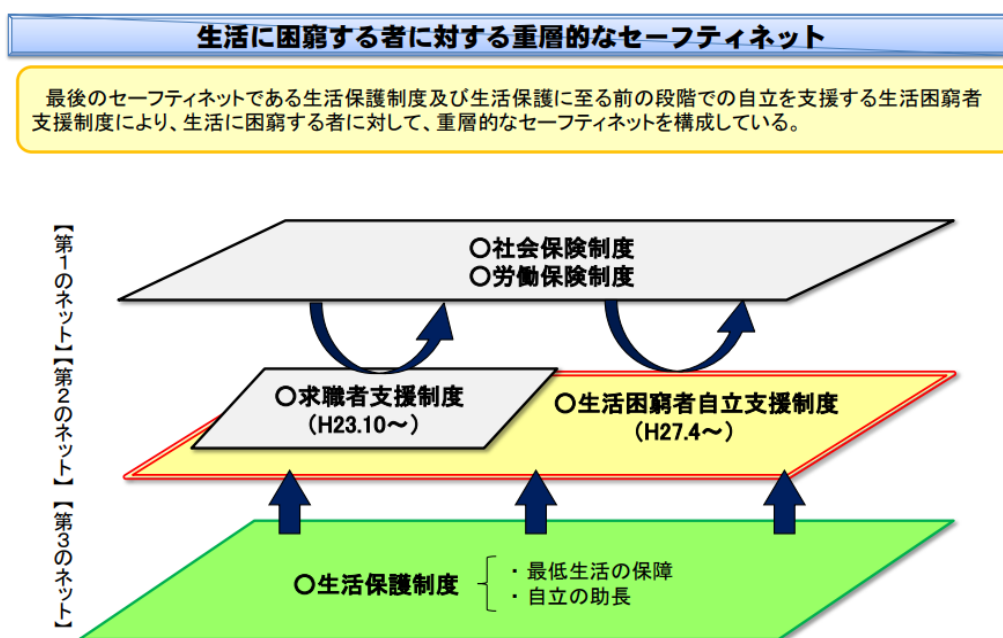
その家族が、支援を求めやすい地域社会の実現に向け、機運の醸成を図ります。

■ 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

岡山県医療的ケア児支援センターを核に、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、県、各圏域等において、保健、医療、障害福祉、教育等の関係機関等の連携促進を図るとともに、各圏域において、保健、医療、障害福祉などの関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を進めるなど、総合的な支援体制を整備します。

■ 生活困窮者の自立のための支援

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の第二のセーフティネットとして、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした制度です。本県では、福祉事務所設置自治体が生活困窮者の状況に応じて、地域包括支援センター等既存の地域福祉施策と連携しながら、包括的な支援を行っています。



(出典：厚生労働省社会・援護局資料)

生活困窮者自立支援制度では、生活困窮者支援を通じた地域づくりも課題となっています。地域づくりには、市や県が行う生活困窮者自立支援法に基づく事業だけでなく、市町村社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、民生委員・(主任)児童委員、自治会、地域住民や様々なボランティア等が協働して生活困窮者に対する支援を行い、支援を通じて地域住民が地域の問題として認識し、解決に向けて取り組むことが重要です。

生活困窮者の早期発見のため、市町村においては、生活保護に関する情報等生活困窮者の把握に必要な情報を得るために、税務や公共料金の担当と連携を密にすることや、ハローワークなどの関係機関に協力を依頼することも重要です。また、県は市町村に対して、生活困窮者自立支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言や情報提供等を行います。

■ 子どもの貧困対策

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていきます。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わりあい、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりの促進や、それに取り組む民間団体への育成支援など、関係団体と連携し、すべての子どもの健やかな成長を図ります。

また、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律により、計画策定が市町村の努力義務とされていることから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

■ 居住に課題を抱える住民への支援

生活確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づく県居住支援協議会を設立し、高齢者、障害者、子育て世帯、低額所得者等の住宅確保に特に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援します。

また、住宅確保要配慮者を対象に入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活相談業務を公平かつ的確に行う法人を居住支援法人として指定します。

■ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援

県地域生活定着支援センターにおいては、保護観察所、矯正施設、市町村等と連携しながら、再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者又は障害のある者に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を可能とする施策を総合的に推進します。

■ 困難な問題を抱える女性への支援

配偶者間暴力（DV）も含め、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、令和6年4月から施行されました。

さまざまな事情により日常生活・社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性が、安全・安心の下で自立して暮らせるよう、各種相談支援窓口相互の連携や関係団体等との連携を密にし、包括的な支援を切れ目なく実施します。

■ ケアラーへの支援

ケアラーについての認識・理解を深め、支援者それぞれの立場から、困難を抱えている子どもや家庭などの状況にいち早く気づき、必要な福祉サービス等の支援につなげるため、福

社・保健・教育関係者やNPO等の民間団体を対象とする研修会の開催や、各種の相談窓口の周知等に取り組みます。

■ 安全・安心の確保に向けた取組の推進

豊かで快適な生活を営む上で、生活の安全・安心の確保を図ることは、重要な課題であり、地域福祉活動を推進していく上でも、「安全・安心」は重要なキーワードの一つになっています。

この分野への住民ニーズの高まりを踏まえ、住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるよう、「地域の安全は地域で守る」という意識を醸成し、子どもの見守り活動をはじめとした防犯ボランティアの活動支援や促進を図るとともに、地域の教育力の向上を図るため、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に専門的知識を有する講師を派遣し、次世代の健全育成に取り組んでいます。

また、自主防災組織の活動が活性化されるよう、自主防災リーダーの育成を行うほか、災害時に自力での避難が困難な要配慮者の避難を支援するなど、市町村や防災・福祉関係者と連携しながら、支援していきます。

さらに、福祉避難所の設置・運営については、市町村に対しては設置・運営に関するマニュアル作成や訓練等の支援を行い、福祉避難所になる社会福祉施設関係者等に対しては研修を行い、福祉避難所の円滑な設置・運営や災害時における要配慮者支援への理解が深まるよう支援していきます。

■ 寄付や共同募金等により地域福祉を支援する取組の推進

地域福祉の活動を支える資金については、地域福祉の推進という目的のもと、こうした資金需要に応えるため行われている共同募金や市町村の基金、クラウドファンディングの活用なども考えられます。そのため、広報などの呼びかけのほか、様々なイベントなどを通じて寄付への理解を深め、寄付文化の定着を図るとともに、社会福祉法人による公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等に取り組みます。

■ 災害時の支援

災害時には、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、被災者の孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援のための訪問活動、住民同士の交流機会の提供、地域社会への参加促進など、被災者に対する支援の一体的提供体制を支援します。

また、今後の大規模災害の発生を想定し、平時から、岡山県、市町村行政、社会福祉協議会、関係機関・団体が連携して、災害福祉支援に取り組む体制整備を図ります。

さらに、市町村における個別避難計画の作成を促進するなど、災害時における避難行動要支援者の支援体制の充実を図ります。

2 利用者本位の福祉サービスの提供体制の整備

福祉サービスは、人々が尊厳を保ち、役割を持って、安全・安心に暮らせる地域を支えていく上で不可欠のものであり、家庭や身近な地域の中で利用者の立場に立った質の高い適切なサービスが受けられるようその提供体制の整備を支援します。

(1) 福祉サービスの基盤の整備

利用者自らの判断により、必要なときに適切な福祉サービスを選択して受けられるための前提として、質・量ともに十分なサービス基盤、情報提供、判断能力が不十分な人に対するサポート体制が確保されている必要があります。

このため、県では、岡山県障害者計画（岡山県障害福祉計画・岡山県障害児福祉計画）、岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、岡山いきいき子どもプランなどの分野別計画により、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤について目標を掲げた計画的な整備が必要です。

また、福祉サービスへのニーズが増大し、複雑・多様・重複化している中、利用者の視点に立ち、より質の高いサービスを提供していくためには、豊かな人間性と専門知識・技術を有する専門職の養成・確保と資質の向上が重要です。

このため、福祉サービスに従事する人材の養成・確保に関する事業や知識・技術の向上を図るための研修、新たな福祉サービス従事者の育成体制を充実していくことが必要です。

■ 分野別計画に基づくサービス基盤の整備

分野別計画に掲げられた目標に沿って、社会福祉施設や在宅福祉サービス等のサービス基盤整備を促進し、必要なサービス量を確保します。

■ 共生型サービスの推進

高齢者と障害者（児）等が同一の施設・事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの周知を図り、ニーズに応じたサービスの提供につなげます。また、介護保険、障害福祉、児童福祉等のサービスを組み合わせて提供する際のメリットや課題を整理し、情報提供や普及啓発を図ることにより、共生型サービスを推進します。

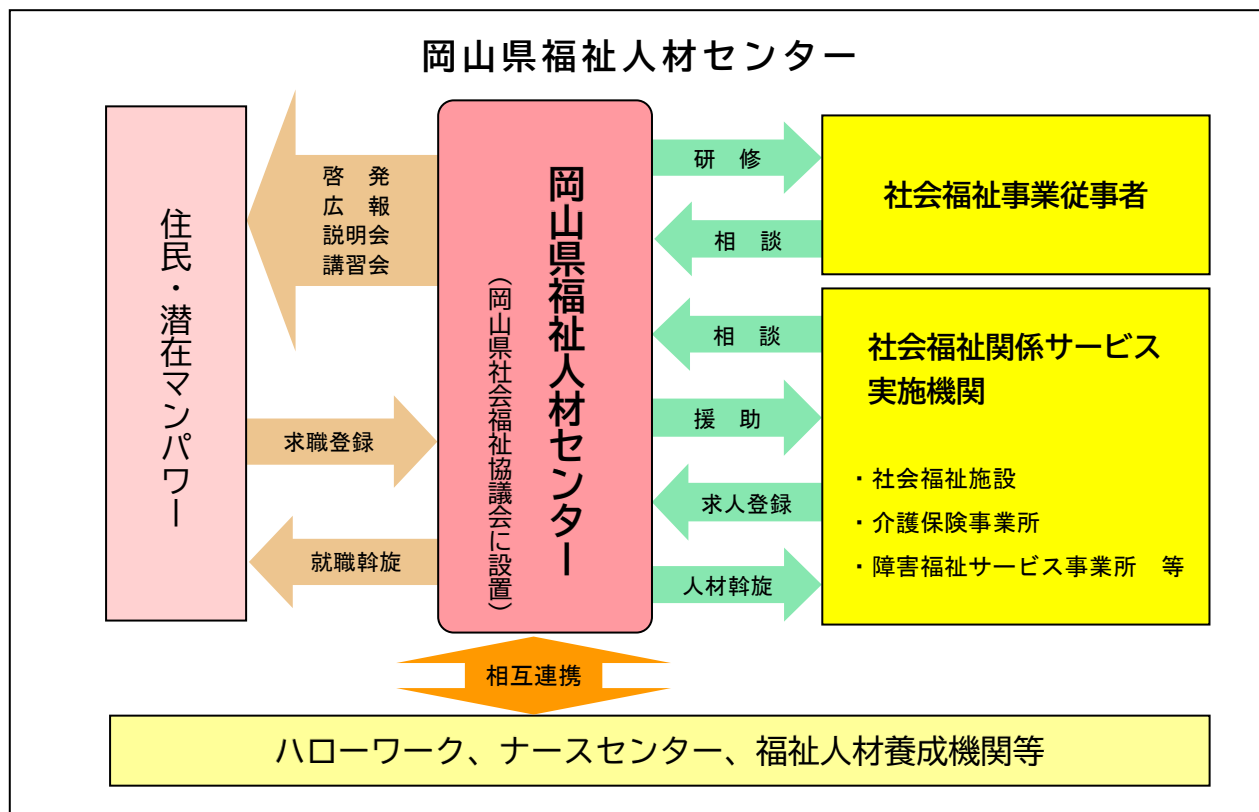
■ 福祉職場への就業・定着の促進

豊かな人間性を備えた質の高い人材の福祉職場への就業と定着を促進するため、「岡山県福祉人材センター」と関係機関・団体が連携した広報、相談、情報提供、職業紹介等の充実を図ります。

また、福祉職場の人材確保・定着を図るためには、労働環境の改善等も重要であり、県内の福祉・介護事業所が、自ら人材育成や就業環境の改善など、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所であることを登録し、その内容を公表する認証・評価制度などの取組を推進していきます。

■ 福祉人材の育成・資質の向上

福祉サービスに従事する専門職の養成と資質の向上に努めるとともに、「岡山県福祉人材センター」等において、従事者の職種や経験の程度などに応じた体系的な研修を実施します。



(2) 市町村における包括的な相談支援体制の整備

地域における相談に広域的、専門的に対応できるよう、県民局(保健所)、精神保健福祉センター、福祉相談センター(中央児童相談所、女性相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所)、児童相談所等の相談窓口の充実を図るとともに、これらの機関と市町村、関係機関・団体との連携を強化します。

特に、児童虐待、貧困、ドメスティック・バイオレンス(DV)、ひきこもり、自殺、孤立死などに的確に対応するための相談体制の充実を図るほか、単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、刑務所出所者等に対する支援体制の構築を進めていきます。

また、市町村の総合的な相談体制の充実のため、研修や講習会等により人材の育成を支援します。

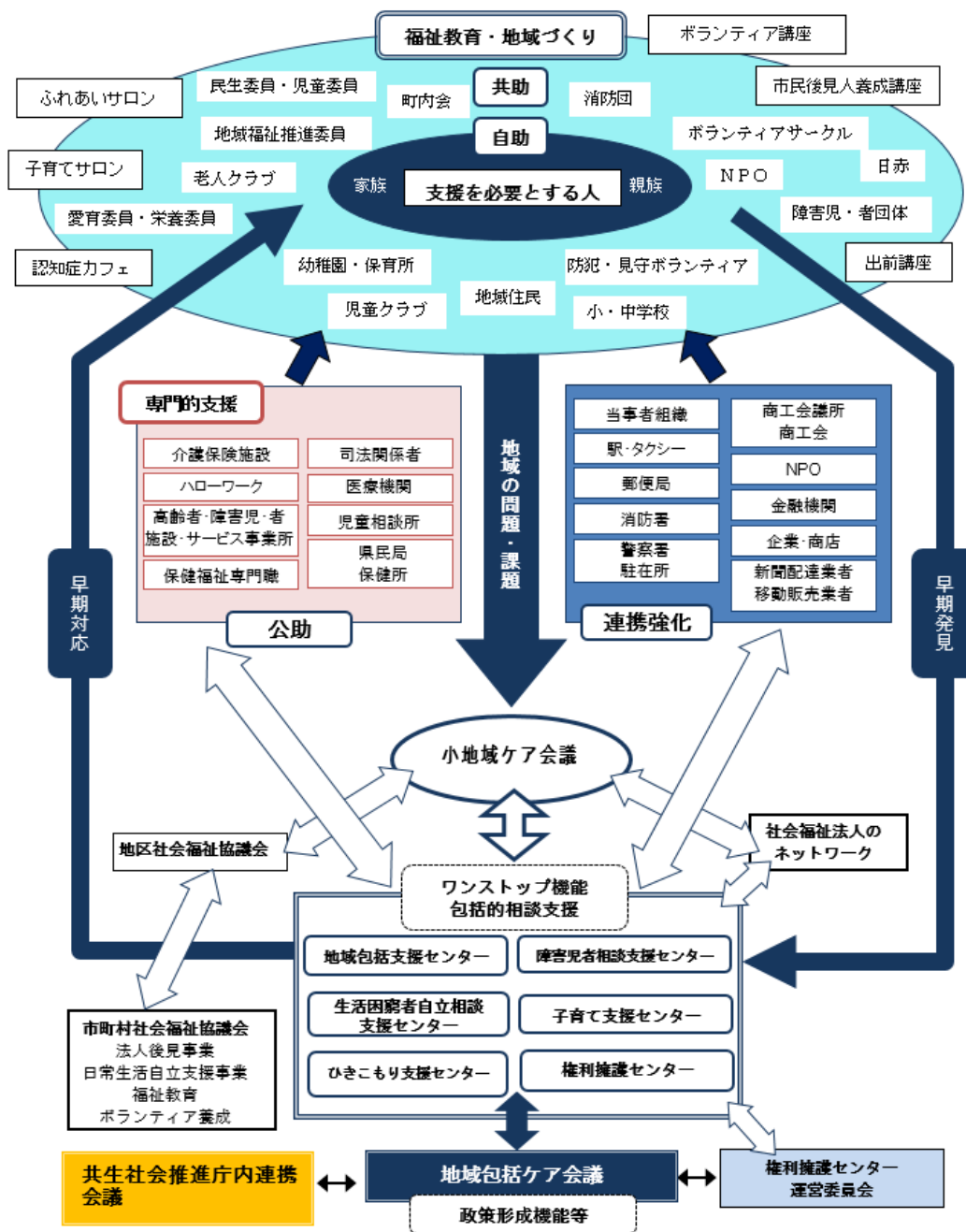
■ 岡山県版地域包括ケアシステムの推進

岡山県内の複数の自治体において、高齢者、障害者(児)、母子、子育て等の複雑・多様・重複化する生活課題を抱える人を総合的に支援するため、社会福祉協議会を中心に作成した地域包括ケアシステムのイメージ図を地域の実態に合った形に組み替えたものが活用されていますが、本県では、この基本的な図を岡山県版地域包括ケアシステム(イメージ図)として

推奨します。

これからの地域支援は、単に個別の支援やその人の問題の解決にとどまるのではなく、個別の支援を通して、支え合いの精神の醸成を行いながら地域のネットワーク化を図るとともに、把握した地域生活課題を、地域住民みんなの課題として、早期発見・早期対応するための分野を超えた総合的な支援体制づくりにつなげていく取組が大切です。

■岡山県版地域包括ケアシステム(イメージ図)



■ 小さな拠点の形成促進

平成の市町村合併前の旧町村や中学校区など、一定エリア内の拠点的地域において、行政窓口や郵便局、診療所、商店など日常生活に必要なサービス機能を集約し、周辺集落との交通ネットワークを確保することで、生活サービス機能の維持・確保を図る小さな拠点の形成に向けた市町村の取組を支援します。また、空き家や空き店舗等を地域交流施設や事業所等に活用したり、放置されている土地などを、地域住民等の福祉又は利便の増進のために活用する取組を支援します。

■ 地域における見守り・相談

支援を必要とする住民が、確実に福祉サービス等を利用できるよう、住民の支え合い、見守り活動に加えて、電気、ガス、水道などのライフライン事業者等地域と関わりの深い企業と見守り協定を結ぶことによって、日常的な分厚い見守り活動を行うことにより、隠れたニーズを発見、把握していく仕組みづくりを促進するとともに、訪問相談体制の充実に努めます。

(3) 福祉サービス情報の提供

福祉サービス利用者が、自分にとって最適なものを選択し、事業者の特徴やサービスの質を見極めるために、「情報」の重要性が飛躍的に高まっています。

このため、福祉サービス利用者が必要な情報を容易に得られるように、事業者は、提供している福祉サービスに関し、利用者の多様性を考慮し、利用者へ正確でわかりやすい情報の提供に努める必要があり、また、県や市町村も、福祉サービスや施設、事業者等に関する様々な情報を蓄積し、積極的に利用者へ提供していく必要があります。

情報は、必要とする人に届き、理解されることが大切であり、そのためには、いわゆる「情報弱者」も意識して、受け取る側に配慮した方法で提供することが必要です。

■ 事業者による情報提供

事業者に対して、パンフレット、機関誌、インターネットなど様々な媒体・手段により、提供するサービス内容等について、正確でわかりやすい情報の提供を積極的に行うよう働きかけます。

■ 行政による情報提供

行政においては、サービス利用者をはじめ誰もが、福祉サービス等に関する情報を、様々な方法でできるだけ容易にかつ利用しやすい形で入手できるよう努めます。

特に、ITの活用を図り、高齢者や障害のある人等にとっての利用しやすさに配慮しながら、県のホームページや独立行政法人福祉医療機構が提供するWAM NET（ワムネット）の活用等により、福祉サービス等に関する適切な情報提供に努めます。

(4) 福祉サービスの質の確保

(健全な事業運営の確保)

県・市では、社会福祉法等関係法令・基準に基づき事業者や施設を対象に指導監査を行っています。指導監査において、運営等に問題がある場合については、重点的かつ継続的な改善指導を行うなど厳正な実施に努めていますが、今後も引き続き適正な指導の徹底を図っていく必要があります。

また、利用者が安心して継続的に利用できるよう経営面においても指導していく必要があります。

(福祉サービスの評価・点検)

利用者本位の質の高いサービス提供のためには、各事業者は、自ら提供するサービスについて点検し改善していく必要があります。これまで県内では、高齢者、児童、障害のある人の入所施設や認知症高齢者のグループホームなどで自己評価が実施されてきました。

こうした自己評価は大切な取組ですが、これのみでは事業者間の比較が困難であることや、サービス改善に向けた取組の差など、利用者にとって十分な客観性を有した情報とならない面もあり、一定の限界も考えられます。

そこで、さらに進んで、サービスの質の評価の結果が利用者の選択のための情報になり、事業者の客観的な事業点検とサービス水準の向上につながるような評価の仕組みとして、民間の第三者が専門的・客観的な立場から適正に評価を行う福祉サービス第三者評価事業の普及・定着に努める必要があります。

(苦情解決の仕組みの整備・充実)

サービスを契約により利用する制度では、利用者が事業者と対等の立場に立って、安心してサービスを利用できるよう、利用者がサービス内容等に対する苦情や要望を述べたり、それらの苦情等の解決が図られる仕組みの整備が必要です。

苦情解決の第一段階の仕組みとして、事業者に苦情解決責任者、苦情受付担当者や中立公正の立場から解決を図る第三者委員を置くなどの苦情処理体制をとることとされています。

さらに、解決が困難な苦情等に対応するため、第二段階の仕組みとして、県社会福祉協議会が「運営適正化委員会」を設置し、福祉サービスに関する苦情解決事業を実施しています。

また、介護保険制度では、保険者である市町村や国民健康保険団体連合会が介護サービスの苦情相談にあたっています。

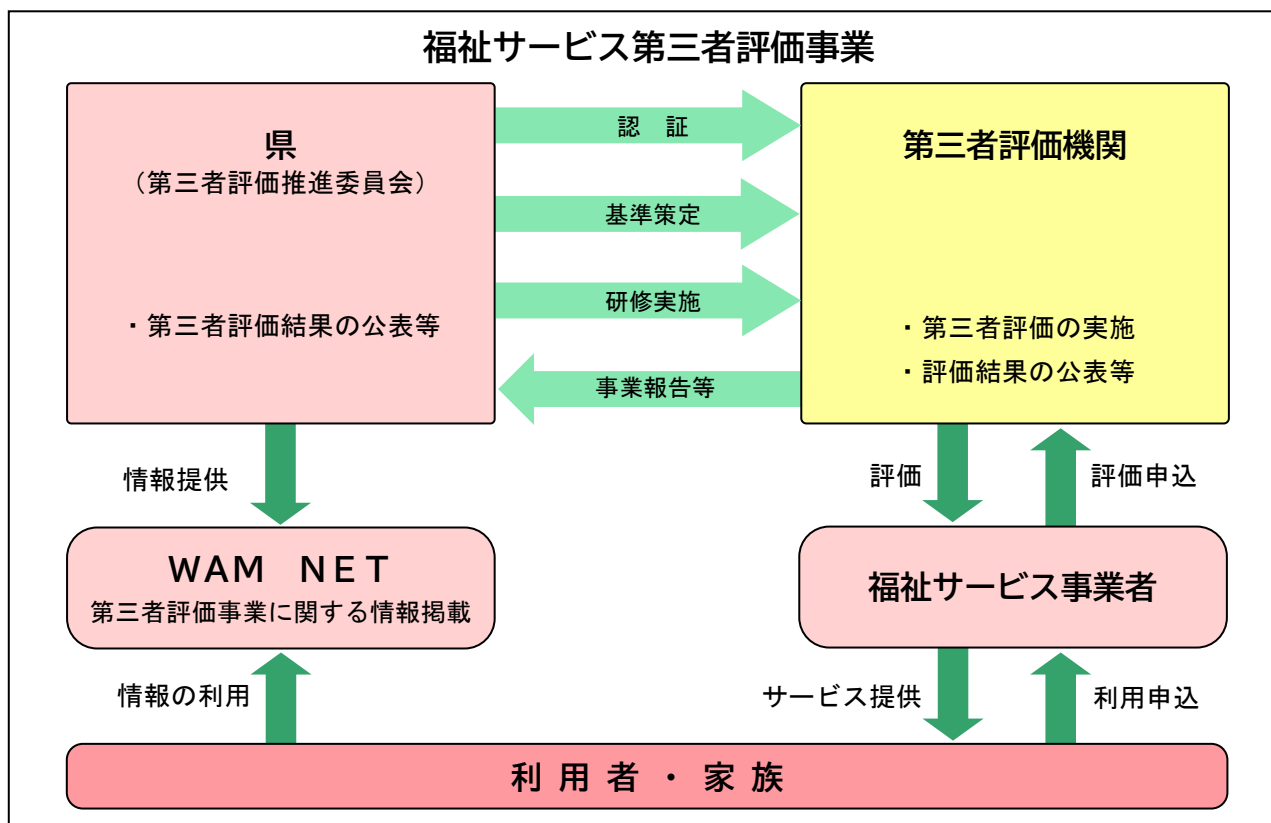
サービスの質の向上や利用者の権利を護るため、事業者も含めて苦情解決体制の整備・充実を推進するとともに、制度の周知を図っていく必要があります。

■ 指導監査の実施

研修等により指導監査を実施する職員の資質の向上を図り、利用者の立場に立った厳正な指導監査を実施します。

■ 福祉サービスの評価・点検の推進

継続して自らの事業内容等について評価・点検し、サービスの質の向上を図るよう事業者を指導するとともに、公正中立な立場からサービス内容等を評価する福祉サービス第三者評価事業等の普及・定着に取り組みます。



■ 苦情解決の仕組みの整備と周知

利用者等の苦情に迅速、的確に対応できるよう、事業者において、苦情解決担当者の任命や第三者委員の設置などの苦情を解決する仕組みの整備を図るよう指導します。

(5) 福祉サービスの利用援助

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等で判断能力が十分でない人が、安心して適切に福祉サービスを選択し、利用できるようにするために、必要な手続の代行や相談、助言などの援助を行う福祉サービス利用援助事業として、県社会福祉協議会により「日常生活自立支援事業」が実施されています。

この事業の利用を促進していくため、広報・普及とともに、ニーズの把握、実施方法やサービス内容の工夫、専門員・生活支援員の資質の向上など事業内容の充実や関係機関・団体の連携強化を図っていく必要があります。

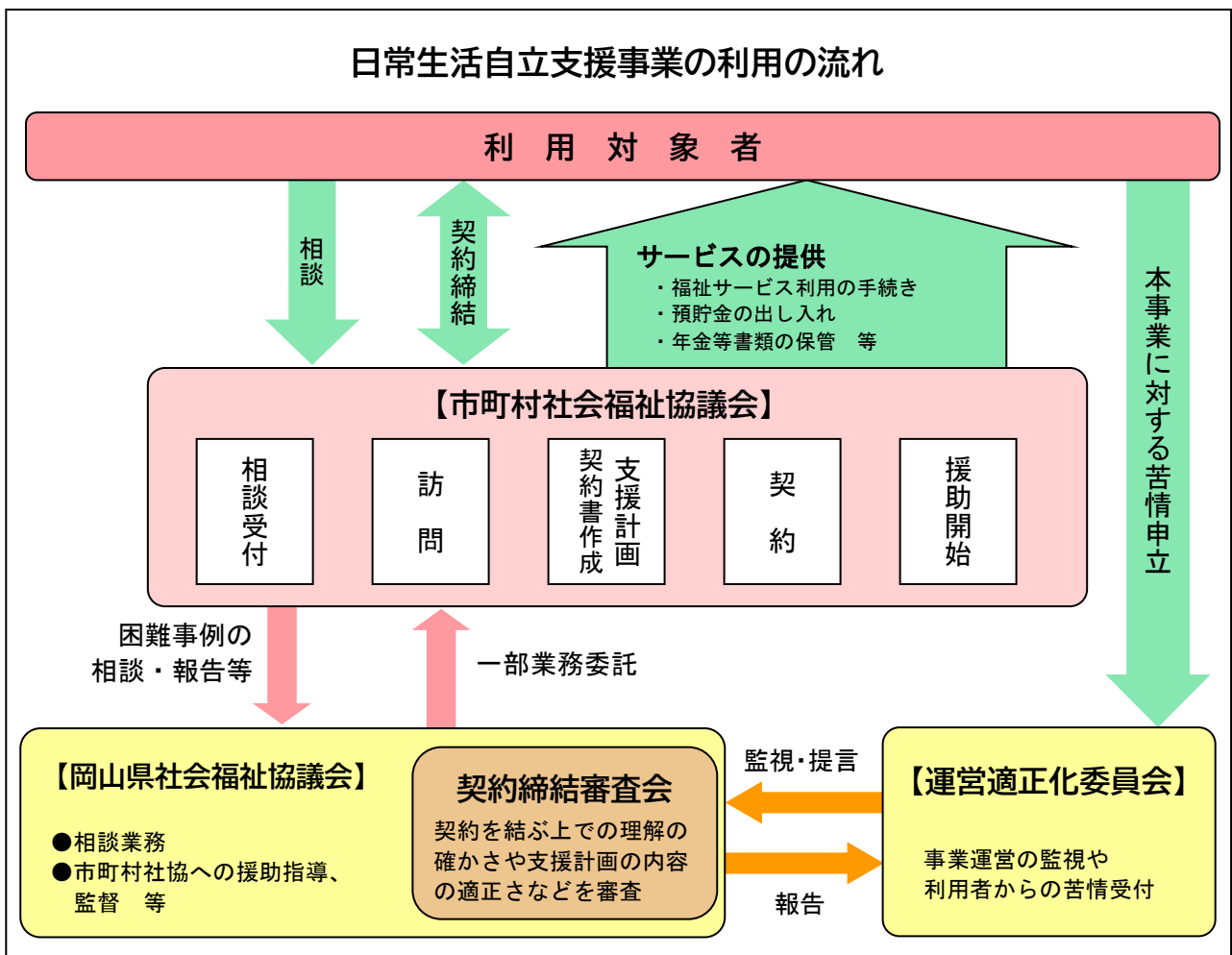
なお、日常生活自立支援事業の対象となっていない財産管理に関する契約などの法律行為に対しては、民法及び任意後見契約に関する法律による「成年後見制度」が実施されていますが、今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必

要性が高まっていくと考えられることから、県内のどの地域においても制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す必要があります。

■ 日常生活自立支援事業の周知・普及等

認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業について各方面への一層の周知・普及を図ります。

また、日常生活自立支援事業の実際の業務に当たる専門員や生活支援員の資質の向上のための研修、当事者団体や裁判所等関係機関との連携の強化、より利用しやすい制度とするための調査研究など社会福祉協議会による事業のより一層の充実のための取組を支援します。



■ 成年後見制度の利用促進

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域共生社会の実現に向け、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できる体制を県内全市町村が整備・強化できるよう、関係機関等で構成された成年後見制度利用促進協議会の設置や市町村職員向け研修等の実施などにより市町村の成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。

また、市町村や関係機関等と協働し、市民後見人養成研修の実施や法人後見実施団体連絡会の開催などにより後見事務等の担い手の確保・育成等を促進します。

(6) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

県では「福祉のまちづくり条例」を制定し、「心」「情報」「物」の3つのバリアフリーによる福祉のまちづくりを進めています。ソフト・ハード両面にわたり、今後一層推進していく必要があります。

さらに進めて、年齢、性別、能力、国籍などにかかわらず、はじめからすべての人にとって安全・安心で利用しやすいというユニバーサルデザイン（UD）の考え方が、身近なものとして定着するとともに、まちづくりやものづくり、情報・サービスの提供など、生活のあらゆる面において広く行き渡るUD社会の実現が求められています。

■ 心のバリアフリーの推進

障害の特性を理解し、自分にできる配慮や支援を行うことにより、障害の有無にかかわらず、互いに人格を尊重し合いながら共生する社会を目指す、あいサポート運動や障害者週間等におけるイベントでの普及啓発により、障害のある人への差別解消及び心のバリアフリーを推進します。

■ 情報のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人等をはじめ、すべての住民が、安全で快適な生活に必要な情報を円滑に入手し、伝達できるように情報の提供、利用環境の整備を進めます。

■ 物のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人等をはじめ、すべての住民が、安全で円滑に利用できるように建物、道路などの生活関連施設、交通環境等の整備を進めるとともに、過疎地域や中山間地域等における地域の特性に適した交通手段の確保を推進します。

■ ユニバーサルデザイン（UD）の推進

UD社会を実現するためには、建物や設備、道路、交通機関などの新設・改修といったハード整備と併せ、一人ひとりの個性や特徴を理解し、互いに思いやるというUDマインドを誰もが持つことが重要であることから、UDの考え方を理解してもらい、定着させるため、NPO等との協働などにより普及啓発に取り組みます。

(参考：バリアフリーとユニバーサルデザインの違い)

障害のある人や高齢者が社会生活を送る上で、障害・障壁（バリア）を取り除くという「バリアフリー」に対し、ユニバーサルデザインは、年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、すべての人にとって安全・安心で利用しやすいように、はじめからデザインするものです。つまり、最初からバリアが取り除かれていることを目指すということがバリアフリーとは大きく異なります。

V 市町村地域福祉計画の策定の支援・推進

1 地域福祉計画の必要性

人口減少・超高齢社会を迎えている中、ノーマライゼーションの理念を踏まえ、その人らしく、個性を尊重されながら生きていける心豊かな成熟社会を実現するためには、東日本大震災でもその重要性が再認識された「助け合いの精神」や「絆」のある地域を再構築するだけでなく、新たなつながりを構築していくことも目指した地域福祉を推進していくことが求められます。

特に、住民に身近な行政サービスを担う市町村は、地域の特性を生かした自治型の地域づくりに取り組むことが必要であり、地域福祉も自治を推進する視点を持つことが求められます。

このためには、市町村や住民、ボランティア・NPO等の民間団体など地域福祉の推進の担い手が、地域の実情、ニーズを充分把握した上で、地域をどのように再構築し、地域福祉社会を形成していくかについて、幅広く合意を形成し、共通の目標を設定し、その目標達成に向けて協働で取り組む必要があります。このための方策が、地域福祉計画です。

地域福祉計画の策定には、その策定過程や実践過程への主体的な住民参画が求められますが、その過程（プロセス）は、地域の生活課題の発見や協働による取組の契機ともなり、地域力の向上のほか、地域の活性化、個性ある地域文化の醸成などにつながるというメリットも期待できます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり、市町村が地域の実情に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組む上においてその策定は重要なものであることから、こうした視点やメリットなども踏まえて、すべての市町村における自主的な計画策定が求められており、社会福祉法の中で、計画策定が努力義務とされています。

さらに、令和2年改正社会福祉法により、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、多機関の協働による包括的な相談支援体制を整備することが努力義務とされました。

2 盛り込むべき事項

社会福祉法第 107 条には、市町村が策定する地域福祉計画に盛り込むべき事項として

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

が掲げられています。

各市町村においては、地域の創意と独自性を生かしながら、これらの事項について具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

なお、社会福祉法第 107 条に掲げられている事項が盛り込まれ、策定・見直しに当たって住民参加等による住民意見の反映について十分配慮が行われたものであれば、市町村総合計画等の中に、地域福祉計画を位置付けることも可能です。

また、市町村健康増進計画等関連分野の計画と併せて策定することも考えられます。

盛り込む事項の例示

- 計画の理念、目標とする地域のすがた、地域の特性、統計等
- 関係者の役割
- 人と人とのつながりのある地域の再構築
- 地域での福祉サービス提供等に関する具体的な目標
 - ・ 地域の生活課題に関する調査・分析（ニーズ調査、アンケート、住民座談会等）
 - ・ 必要とされる福祉サービスの量・質・提供方法・体制の調査
 - ・ 提供されている福祉サービスの現状について点検・分析
 - ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標（数値目標等）の設定
- (※) 福祉サービスは、公的サービスだけでなく、住民やボランティアの相互扶助（インフォーマルサービス）も含めて幅広く捉える。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

- ・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

□高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

- ・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

□制度の狭間の課題への対応の在り方

- ・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

□生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

- ・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一時窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）

□共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

- ・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（平成28年3月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等
- ・令和2年改正社会福祉法を契機として発出された「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和3年3月31日付子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）による、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するための福祉サービス事業所等に関する、定員基準、設備基準、報酬・委託費等との関係、施設設備等にかかる財産処分との関係。

□居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112

号)を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

□就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

- ・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

□自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

- ・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

□市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に規定される市町村計画と一体的なものとするとも考えられる）

□高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

□保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

- ・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

□地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

□地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- ・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理

□地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやS I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組

□地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制

- ・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制

□全庁的な体制整備

- ・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備

（２）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

□福祉サービスを必要とする地域住民に対する総合的な相談支援体制の整備

- ・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携

□支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立

- ・社会福祉従業者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備

□サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保

利用者の権利擁護

- ・ 成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備

避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の推進

- ・ 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 福祉活動専門員、社会福祉従業者等による地域組織化機能の発揮
- ・ 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（社会福祉法第106条の3第1項第1号関係）

- ・ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・ 地域住民等に対する研修の実施

「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（社会福祉法第106条の3第1項第2号関係）

- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- ・地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- ・地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

□多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項第 3 号関係）

- ・支援関係機関によるチーム支援
- ・協働の中核を担う機能
- ・支援に関する協議及び検討の場
- ・支援を必要とする者の早期把握
- ・地域住民等との連携

（6）その他

市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

3 策定のポイント

(1) 住民の参画

地域福祉計画の策定に当たって最も重要なことは、主体的な「住民の参画」です。地域住民自らが地域におけるニーズや生活課題（＝暮らしの悩み）を洗い出し、その解決に向けてネットワークを組み、行動することが求められており、このことは、地域福祉計画は「住民の参画がなければ策定できない」ことを意味しています。

住民の参画の手法としては、通例行われている策定委員会への委員としての参画のほか様々な手法が考えられますが、重要なことは、形式的な住民参加では計画策定そのものが意味をなさなくなるということであり、そのため、住民の誰でもが参画できるような仕組みに配慮する必要があります。

また、住民の参画に当たっては、住民が適切な判断ができるだけの十分な情報を提供することが必要です。その上で、地域の生活課題を解決するにはどのような福祉ニーズがあり、それに対してどのようなサービスが最適かを考え、市町村が住民とともに地域福祉をマネジメントしていくという視点が重要です。

住民参画の手法の例

- ・アンケート、ヒアリング
- ・ワークショップ
- ・セミナー、公聴会、イベント
- ・パブリックコメント
- ・策定実務への参画
- ・住民座談会
- ・100人委員会
- ・委員公募
- ・インターネットやケーブルテレビの利用
- ・既存組織の活用

特に、これまで地域に関心を持ちつつも時間的余裕や情報不足、きっかけがないことなどにより、地域活動に参画してこなかった多くの住民層へも積極的な情報提供により計画策定への参画を呼びかけたり、策定経過や討議結果をフィードバックすることも必要と考えられます。

むろん、ボランティア・NPO等の民間団体などの地域福祉の推進の担い手が策定に携わることや、地域福祉活動計画の策定主体でありこれまで小地域での地域福祉活動にも実績がある市町村社会福祉協議会との緊密な連携を図ることも重要です。また、福祉系大学などの福祉の専門家からの助言を受けたり、参画してもらうことも考えられます。

計画の策定に当たっては、その趣旨・必要性について事前に住民へ十分な広報・啓発等を行うとともに地域福祉の気運の醸成を行っておく必要があり、また、地域福祉の向上には、福祉部門

のほか、交通、住宅、農業・商工業振興、教育等、市町村の関係部局が連携し十分準備を行った上で実施することが好ましく、時間的余裕を持って着実に進めていく必要があります。

(2) 地域のとらえ方

地域福祉計画は、市町村単位で策定することとされていますが、「地域」のとらえ方は一概に決められるものでなく、市町村により様々なものとなります。町内会、コミュニティ、小・中・高等学校区、歴史・文化の一体性のあるエリアや福祉区、また旧市町村単位などが考えられます。

「地域福祉」の視点からすると、住民参画による合意を図っていく地域としては、気軽に集まって話ができたり、地域の課題を共有して議論ができることなどを考慮し、声をかけあい、互いが相談できる日常的な生活の範囲の「小地域」であることが、基本的なものと考えられます。

「地域」が複数設定される市町村にあつては、地域と地域が互いに協働して活動が行われ、また行政との連携が十分とれるネットワークづくりに配慮する必要があります。

(3) 目標設定と評価の仕組み

地域福祉計画は、住民の参画により策定することに大きな意味があるものですが、それが実現されなければ意義あるものとはなりません。そのためには、それぞれの分野において現状を把握・分析した上で、可能な限り計画の中で具体的な数値目標を定め、住民に公表することが重要です。数値目標の設定が困難な場合には、定性的な目標設定をすることになりますが、その場合も、できるだけ具体的に目標を設定することが大切です。

計画を実効性のあるものにするためには、計画、実践、評価のいわゆるPDCA(Plan・Do・Check・Action)システムの確立が大切であり、住民参画のもとでの計画評価委員会の設置なども効果的なものと考えられます。

4 策定の支援

県においては、子ども・福祉部や各県民局健康福祉部等において、社会福祉協議会や県立大学等とも協力しながら、市町村や住民に対して、必要な情報提供や助言などを行うことにより、計画策定に向けた機運を醸成するとともに、すべての市町村における自主的な取組が促進されるよう支援していきます。

[事業例]

- ・ 先行策定事例等の情報提供
- ・ 市町村への助言

参 考 资 料

市町村地域福祉計画及び市町村社会福祉協議会地域福祉活動計画策定状況

令和6年4月1日時点

自治体名	市町村地域福祉計画		市町村社協地域福祉活動計画	
	策定済み	策定予定	策定済み	策定予定
岡山市	○		○	
倉敷市	○		○	
津山市	○		○	
玉野市	○		○	
笠岡市	○		○	
井原市	○		○	
総社市	○		○	
高梁市			○	
新見市	○		○	
備前市	○		○	
瀬戸内市	○		○	
赤磐市			○	
真庭市	○		○	
美作市	○		○	
浅口市	○		○	
和気町				
早島町	○		○	
里庄町	○		○	
矢掛町	○		○	
新庄村				
鏡野町	○		○	
勝央町				
奈義町	○		○	
西粟倉村	○			
久米南町	○		○	
美咲町	○		○	
吉備中央町	○		○	
県計	22	0	23	0

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

（地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務）

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援

の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第59条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第3条第二項各号に掲げる事業

- 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、児童福祉法第十条の二第二項に規定するこども家庭センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

岡山県地域福祉支援計画のこれまでの策定状況

当初計画	平成15年3月策定	計画期間：平成15年度～平成19年度
改訂版	平成20年3月策定	計画期間：平成20年度～平成24年度
第2次改訂版	平成25年3月策定	計画期間：平成25年度～令和元年度
第3次改訂版	令和2年3月策定	計画期間：令和2年度～令和6年度

岡山県地域福祉支援計画策定委員会委員名簿

【任期：令和6年8月8日～令和7年3月31日】

氏名	所属・役職	備考
岡野 茂一	岡山県手をつなぐ育成会 副会長	
小坂田 稔	美作大学 特任教授	委員長
小野 玲子	総社市 保健福祉部 福祉課長	
川田 一馬	岡山県民生委員児童委員協議会 副会長	
家守 豊	岡山県身体障害者福祉連合会 副会長	
平 一範	美咲町 長寿しあわせ課長	
高田 守弘	岡山県老人福祉施設協議会 理事	
高原 淳	岡山県福祉相談センター 所長	
直島 克樹	川崎医療福祉大学 講師	
西村こころ	岡山NPOセンター 参画推進センター 所長	
春名 正敏	美作市社会福祉協議会 事務局長	
山下 泰三	岡山県社会福祉協議会 地域福祉部 副部長	

50 音順 敬称略